



# マップの利用に関する留意事項(素案)

- 適正導入支援マップは、風力発電施設（大型風車とされる、単機出力が1MW（1,000kW）以上の規模の発電施設）と太陽光発電施設（大規模太陽光発電施設（メガソーラー）とされる、出力が1MW（1,000kW）以上の規模の事業用の発電施設）を対象とした再生可能エネルギーの適正導入支援を目的として作成したマップであるため、この他の開発事業や整備事業等へは適用しない。
- 促進検討エリアにおける事業の実施を担保・保証するものではなく、一定規模以上の事業の実施に際しては、全てのエリアにおいて法令に基づく環境影響評価の手続きが必要であり、現時点としては、調査内容の軽減や緩和等の措置はない。
- 主として既存情報を基に検討、作成したものであり、苫小牧市におけるすべての情報は網羅されておらず、特に、鳥類希少種を始めとした動植物の分布情報や海域環境については、十分な評価を行っていない。導入検討での利用に際しては、検討するエリアに関する鳥類希少種等の生息情報の他、保全や調整事項となっている情報について個別情報マップで確認することが必要である。また、希少種の生息情報等がある場合、環境影響評価等での十分な現況把握が必要である。
- 風況や日射量の事業性に関して評価していない。導入検討での利用に際しては、事業者によるこれらの事業性の確認が必要である。
- 様々な出典、図面スケール及び精度の既往地図の重ね合わせに基づき作成しており、スケールを拡大して利用する際には、マップ上における各エリアの境界位置と現地の土地境界などに相違が生じる可能性があることから、境界付近での事業計画には十分な留意が必要である。
- マップにおける離隔距離（発電施設（風車）と保全すべき景観、配慮すべき施設、自然環境等との間に置く距離）は、一定規模の風力発電施設を想定して検討しているため、事業計画では実際に想定する風車の騒音レベルや規格等に応じた離隔距離を確認する必要がある。
- マップの利用に際しては、関係法令や公表データ等に基づく情報が更新されている場合があるため、事業計画では最新の情報の確認が必要である。
- 私有地を含む苫小牧市域のすべてのエリアを対象としているため、実際の事業計画の検討や企画・立案に当たっては、土地所有者との調整は事業者自らが個別に行う必要がある。また、促進検討エリアにおいても、事業計画作成の初期段階から、先行利用者や地域住民との適切なコミュニケーションを図り、十分に配慮した事業を実施するように努めなければならない。
- 隣接する自治体との境界付近での事業計画については、隣接自治体との調整も併せて必要である。また、沖合に設定されている共有の共同漁業権海域やさらにその沖合の海域については、苫小牧市漁業協同組合の他、関係する漁業関係者や関係機関等との十分な事前の調整が必要である。